

議案第26号

石岡市職員自己啓発等休業条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市職員自己啓発等休業条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

## 石岡市職員自己啓発等休業条例の一部を改正する条例

石岡市職員自己啓発等休業条例（平成26年石岡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の石岡市職員自己啓発等休業条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。